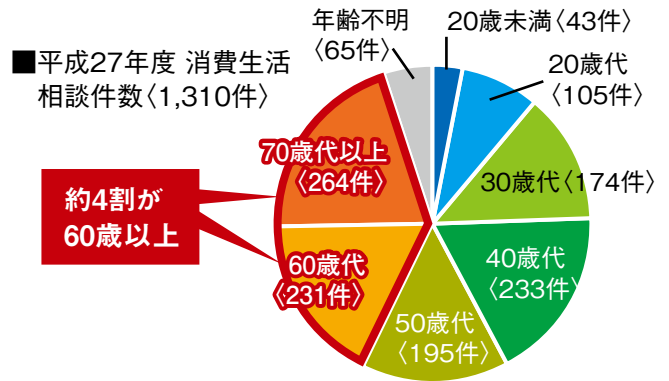


見守りで 周囲の 高齢者の 消費者トラブルを防ぐ！

近年、高齢者の消費者トラブルが増えています。本市でも、市民・消費生活相談室に寄せられる相談のうち、約4割は60歳以上の人からのものです。高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないようにするためには、周囲の人たちによる見守りが必要です。



高齢者に多い消費者トラブルの例

点検商法

「無料で屋根を点検する」と言って訪問し、「このままでは危ない」「すぐに工事しないと大変なことになる」と脅して必要のない契約を結ばせる。



利殖商法

高齢者の老後の資金への不安に付け込み、「必ずもうかる」「後から高値で買い取る」と言って「未公開株」「社債」などの金融商品の購入を勧誘する。



催眠商法

日用品の無料配布や健康器具の無料体験などで人を集め、言葉巧みに高額な布団などの商品を買わせる。



被害に遭う背景

高齢者は、インターネットを使わない人も多く、情報が不足しがちです。このため、消費者トラブルに遭ったときに、以下のような状況に陥る傾向があります。

- 誤った判断をしてしまう
- トラブルに遭っていることに気付かない
- 「人に迷惑を掛けたくない」という思いから、誰にも相談できない

消費者トラブルを減らすための 見守りチェックポイント

- 見慣れない人たちが次々と訪問している
 - 不自然な工事を繰り返している
 - 宅配便や郵便物が次々と届いている
 - お金に困っているそぶりが見られる
- ※これらの傾向が見られるときは、注意が必要です

おかしいな と気付いたら…

「お困りのことはありませんか」と優しく声を掛け、高齢者の気持ちを尊重しながら、ゆっくり話を聞いてみてください。消費者トラブルに巻き込まれている場合は、市民・消費生活相談室への相談を勧めてみてください。

家族や地域の知り合いなど、身近な人たちが見守り、気付き、声を掛けることで、高齢者が安心して安全な消費生活を送れるようにしましょう。

消費生活相談専用電話

☎354-8264

対象者：市内に在住する人
受付日時：月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)
9:00～12:00および13:00～16:00

※来所での相談も受け付けています。相談場所は、市民・消費生活相談室(市役所1階)です